

鹿児島県立図書館インターネット端末利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県立図書館（以下「図書館」という。）情報コーナーに設置する利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 図書館は、情報提供サービスの一環として、インターネット上の情報をはじめ、オンラインデータベースのデジタル情報を活用しての利用者個人の調査研究、教養等の利用に供するため、端末を設置する。

(利用できる情報)

第3条 利用者は、次の各号に掲げる情報の閲覧をすることができる。

- (1) インターネット上の情報（ホームページ）の閲覧
- (2) オンラインデータベースの閲覧

(利用できる者)

第4条 端末は、図書館入館者で、次条の利用申込みをし、使用を認められた者に限り利用することができる。

(利用申込み)

第5条 鹿児島県立図書館利用者カードの交付を受けた者が、端末を利用しようとする場合は、当該カードを提示して申込みとする。

2 鹿児島県立図書館利用者カードの交付を受けていない者が端末を利用しようとする場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、申込まなければならない。なお、名前及び住所が確認できる公的機関が発行する証明書類の提示を求められることがある。

3 小学生以下で端末を利用しようとする者は、第1項および第2項による手続きに加え、保護者と同伴又は利用申込みにおいて保護者の同意がある場合に限り利用できる。

4 申込みの受付は閉館時刻の15分前までとする。

5 端末の利用にあたっては、図書館職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

(利用時間)

第6条 端末の利用時間は図書館の開館時間とする。

2 端末の利用は1人30分以内とする。但し、新たな利用申込者がいない場合には、1日原則4回まで利用することができる。

3 前項の規定に関わらず、図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他管理運営上必要があるときは、端末利用の制限を行うことがある。

(禁止事項等)

第7条 端末利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 有料コンテンツの利用
- (2) メールの閲覧・送受信（ウェブメールを含む）、チャット、掲示板等への書込み、ショッピング、ゲーム等の発信行為。ただし、鹿児島県立図書館が提供するコンテンツの利用はこの限りでない。
- (3) 文書作成等のスタンドアローンパソコン（注1）としての利用
- (4) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (5) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (6) フロッピーディスク、CD-ROM、USB スティックメモリ等の外部記憶媒体の使用
- (7) 図書館での閲覧に相応しない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (8) 他の利用者及び第三者に著しい迷惑となる行為
- (9) 他の利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (10) 端末、机、椅子等の図書館備品の破損、汚損
- (11) その他、これらに準ずる行為

(不正防止等)

第8条 副館長は、第3条の規定にかかわらず、前項の行為を防止するため、フィルタリングソフト等により、利用者が閲覧できる情報に制限を設けることができる。

(利用の制限)

第9条 副館長は、第7条の禁止事項を守らない者に対し、端末の利用を制限し、又は退館させることができる。

(損害の弁償)

第10条 利用者は、自己の責任において端末を利用するものとし、図書館は、端末の利用から生ずる全ての経済的、法的責任を負わない。

2 禁止事項を守らず、不正行為により図書館および接続先の機器やデータに損害を与えた者（小学生以下の利用者の場合は、その保護者）は、その損害を弁償しなければならない。

(利用料金)

第11条 端末利用は無料とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用については、必要な事項は別に定める。

(注1) スタンドアローンパソコン…インターネットや LAN に接続されていない状態のパソコン。

附則 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

平成29年 2月1日 一部改正

平成31年 4月1日 一部改正

令和 5年 4月1日 一部改正

令和 6年 4月1日 一部改正